

藤沢市外国人市民会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 外国人市民が市政について意見交換や提案等をする機会を確保するとともに、まちづくりへの主体的な参画を進めることにより、外国人市民と「共に生きる」地域社会を築くことを目的として、藤沢市外国人市民会議（以下「外国人市民会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 外国人市民とは、外国籍市民と、日本人とは文化的・民族的背景を異にする人、外国籍から日本国籍に国籍を変更した人、日本国籍であっても外国で生まれ育った人や父母のいずれか一方が外国籍である人、日本語を母語としない人など、何らかの形で外国につながりのある市民をいう。

(活動内容)

第3条 外国人市民会議は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 提言活動

外国人市民に係る施策や外国人市民の視点を生かした地域づくりに関することについて協議し、市長に提言を行う。

(2) アクション活動

共に生きる地域社会づくりに貢献できる取組を自ら企画し、実施する。

(委員)

第4条 外国人市民会議は、コーディネーター1名及び委員20名以内で構成する。

2 コーディネーターは、藤沢市会計年度任用職員の職種等を定める規則（令和2年藤沢市規則53号）第3条に規定する会計年度任用職員（都市親善推進員）として採用された者をもって充てる。

3 委員は、満18歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する者から選任する。

(1) 市内の大学、企業、及び日本語教室からの推薦者

(2) 公募により選出された市内在住、在勤又は、在学の者

(3) その他、市長が認めた者

4 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

5 委員は、通算して6年まで務めることができる。

6 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第3項第2号に規定する委員は、任期が終了するごとに公募する。

8 委員は、外国人市民会議の目的を理解し、積極的に参加・協力に努めるものとする。

(運営)

第5条 外国人市民会議は、市長が招集する。

- 2 外国人市民会議は、コーディネーターが進行する。
- 3 外国人市民会議は、日本語を用いる。
- 4 外国人市民会議は、多文化共生推進事業主管課が運営する。

(傍聴)

第6条 外国人市民会議の傍聴の可否については、その都度決定する。

- 2 傍聴を認める者の定員は、3人とする。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 4 傍聴定員を超えた場合でもコーディネーターと多文化共生推進事業主管課が協議し、可能な範囲で傍聴できるよう努める。
- 5 傍聴する者は、会議の公正かつ円滑な運営を妨害してはならない。

(謝礼)

第7条 外国人市民会議への出席に対する委員への謝礼は、別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2020年（令和2年）8月1日から施行する。

附則

この要綱は、2022年（令和4年）3月1日から施行する。

附則

この要綱は、2024年（令和6年）3月1日から施行する。